

岐阜市自治会広報板補助申請の手続きについて

自治会広報板の設置を自治会として計画決定



業者から、広報板の図面や「設置費の見積書」
(金額に関わらず、2業者から)を徴収します。



補助金交付申請書（様式第1号）と同様式に記載
の関係書類及び相手方登録申請書を、市民協働推進課へ
提出してください（郵便可）。



審査の上、**補助金交付決定通知書（様式第2号）**
を市民協働推進課から郵送します。この決定を必ず
受けてから、発注してください。



補助金実績報告書（様式第4号）と同様式に記載の
関係書類（「**広報板の完成写真**」と、「**工事代金の請求書**
または領収書の写し」）を、市民協働推進課へ提出してく
ださい（郵送可）。



補助金確定通知書（様式第5号）を受けた後、補助
金交付請求書（要綱様式第1号）を提出してください。
補助金を指定の口座へ振り込みます。
(多少時間を要しますので、余裕を見てください。)

○補助金要綱についての問い合わせ先
〒500-8701
岐阜市今沢町18 本庁舎7F
岐阜市市民協働推進課
電話 214-4791